

頁	変更前（令和２年度）	変更後（令和３年度）	改正理由等
1 2	第1章 第1節 水防本部の組織 1 本部長 副本部長 総務部 広報・渉外部 救護部 生活経済部 建設部 教育部 消防部 各支部 本部班 総務班 財政班 被害調査班 総務協力班 広報班 渉外班 避難所班 福祉・物資班 救護防疫班 救護協力班 住民班 環境班 農政班 商工班 土木班 都市整備班 上下水道班 教育班 給食班 学校班 消防班 森岡支部 緒川支部 緒川新田支部 石浜支部 生路支部 藤江支部 半田消防署東浦支所	第1章 略 第1節 水防本部の組織 1 本部長 副本部長 総務部 広報・渉外部 救護部 生活経済部 建設部 都市整備部 教育部 議会事務局 消防部 各支部 本部班 総務班 財政班 被害調査班 総務協力班 広報班 渉外班 避難所班 福祉・物資班 救護防疫班 住民班 環境班 農政班 商工班 土木班 上下水道班 都市計画班 公園緑地班 公共交通班 教育・給食班 学校班 議会事務局 消防班 森岡支部 緒川支部 緒川新田支部 石浜支部 石浜西支部 生路支部 藤江支部 半田消防署東浦支署・東浦西部出張所	機構改革に伴う修正

3	2 略	2 略	表 記 の 整 理
4	第2節から第3節まで 略	第2節から第3節まで 略	
8	第2章から第5章まで 略	第2章から第5章まで 略	
	第6章 水防に関連する予報・警報	第6章 水防に関連する予報・警報	
	第1節 水防に関連する予報・警報の種類と発表基準	第1節 水防に関連する予報・警報の種類と発表基準	
	1 略	1 略	
	(1) 大雨注意報	(1) 大雨注意報	
	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>避難行動</u> の確認が必要とされる警戒レベル2である。	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動</u> の確認が必要とされる警戒レベル2である。	
	(2) 高潮注意報	(2) 高潮注意報	
	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、 <u>避難行動</u> の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動</u> の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。 <u>なお、夜間から翌日早朝までに高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル4に相当する。</u>	
	(3) 洪水注意報	(3) 洪水注意報	
	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>避難行動</u> の確認が必要とされる警戒レベル2である。	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、</u>	

9	(4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 大雨特別警報 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。<u>雨を要因とする大雨特別警報は災害がすでに発生している</u>ことを示す警戒レベル5に相当する。 (8) 略 (9) 気象情報 ア 「全般気象情報(気象庁発表)、東海地方気象情報、愛知県気象情報」 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。 <u>また、平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間またはそれ以上の長期間にわたって続き災害の発生する可能性がある等、社会的に大きな影響が予想される場合にも発表される。</u> イ 「記録的短時間大雨情報」(気象庁発表) 愛知県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生し	<u>自らの避難行動の</u>確認が必要とされる警戒レベル2である。 (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 大雨特別警報 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。<u>災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要がある</u>ことを示す警戒レベル5に相当する。 (8) 略 (9) 気象情報 ア 「全般気象情報(気象庁発表)、東海地方気象情報、愛知県気象情報」 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。 イ 「記録的短時間大雨情報」(気象庁発表) 愛知県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生し	
---	---	---	--

	ないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、<u>発表される</u>。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の<u>危険分布</u>で確認する必要がある。発表基準は、1時間雨量100mmである。 ウ 「土砂災害警戒情報」(愛知県・名古屋地方気象台共同発表) <u>大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村(注)を特定して警戒を呼びかける情報で、愛知県と名古屋地方気象台から共同で発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。なお、これを補足する情報である大雨警報(土砂災害)の危険度分布で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。</u> <u>土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報(土砂災害)が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。</u> (注) 豊田市については豊田市西部と豊田市東部に分割(愛知県の二次細分区域)。また、一宮市、津島市、江南市、稲沢市、知立市、岩倉市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、	ないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、<u>気象庁から発表される</u>。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の<u>危険度分布</u>で確認する必要がある。発表基準は、1時間雨量100mmである。 ウ 「土砂災害警戒情報」(愛知県・名古屋地方気象台共同発表) <u>大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示等の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村(*)を特定して警戒を呼びかける情報で、愛知県と名古屋地方気象台から共同で発表される。土砂災害警戒情報が発表された市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は大雨警報(土砂災害)の危険度分布で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。</u> <u>(*) 土砂災害の危険性が認められない17市町村は発表対象外(一宮市、津島市、江南市、稲沢市、岩倉市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、豊山町、大口町、扶</u>	錯 誤 に よ る 修 正 表 記 の 整 理
--	---	--	--

	<u>あま市、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村の市町村を除く。</u> エ 「竜巻注意情報」（気象庁発表） 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、<u>愛知県西部と愛知県東部を</u>発表区域として発表される。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に<u>高まっている旨</u>付加した情報が、<u>愛知県西部と愛知県東部を</u>発表区域として発表される。 この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。 オ 「早期注意情報（警報級の可能性）」 <u>警報級の現象が5日先までに予想されているときに、その可能性が</u> [高]、[中] の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（愛知県は東部と西部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（愛知県）で発表される。<u>明日までの大雨の「早期注意情報（警報級の可能性）」の [高] 又は [中] は、災害への心構えを高める警戒レベル1である。</u>	<u>桑町、大治町、蟹江町、飛島村、知立市）</u> エ 「竜巻注意情報」（気象庁発表） 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、<u>気象庁から愛知県西部と愛知県東部を</u>発表区域として発表される。<u>なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。</u> また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に<u>高まっている旨を</u>付加した情報が、<u>気象庁から愛知県西部と愛知県東部を</u>発表区域として発表される。 この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。 オ 「早期注意情報（警報級の可能性）」 <u>5日先までの警報級の現象の可能性が</u> [高]、[中] の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（愛知県は東部と西部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（愛知県）で発表される。<u>大雨に関して、5日先までの期間に [高] 又は [中] が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</u>	
--	--	--	--

10	(10) 大雨警報・洪水警報の危険度分布		(10) 大雨警報・洪水警報の危険度分布	
	種 類	概 要	種 類	概 要
	<u>大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)</u>	大雨による土砂災害発生危険度の <u>高まりの予測を</u> 、地図上で1 km 四方の <u>領域ごとに</u> 5段階に色分けして示す情報。 <u>2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて</u> 常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表された <u>ときに</u> 、どこで危険度が <u>高まるか</u> を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)、「極めて危険」(濃い紫): 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤): 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄): 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	<u>大雨警報(土砂災害)の危険度分布</u>	大雨による土砂災害発生危険度の <u>高まりを</u> 、地図上で1 km 四方の <u>領域(メッシュ)ごとに</u> 5段階に色分けして示す情報。 <u>土壌雨量指数等の2時間先までの予測値を用いて危険度を表示する。</u> 常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表された <u>ときには</u> 、どこで危険度が <u>高まっているか</u> を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)、「極めて危険」(濃い紫): 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤): 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄): 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
	大雨警報(浸水害)の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生危険度の <u>高まりの予測を</u> 、地図上で1 km 四方の <u>領域ごとに</u> 5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の <u>予測</u> を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。	大雨警報(浸水害)の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生危険度の <u>高まりを</u> 、地図上で1 km 四方の <u>領域(メッシュ)ごとに</u> 5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の <u>予測値</u> を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
	洪水警報の危険度分	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川	洪水警報の危険度分	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川

	布	（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	布	（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりを、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測値を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。										
	[大雨・高潮の特別警報発表基準]		[大雨・高潮の特別警報発表基準]											
	<table><tr><th>現象の種類</th><th>基準</th></tr><tr><td>大雨</td><td>台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</td></tr><tr><td>高潮</td><td>略</td></tr></table>	現象の種類	基準	大雨	台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる 大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	高潮	略	<table><tr><th>現象の種類</th><th>基準</th></tr><tr><td>大雨</td><td>台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</td></tr><tr><td>高潮</td><td>略</td></tr></table>	現象の種類	基準	大雨	台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる 大雨が予想される場合	高潮	略
現象の種類	基準													
大雨	台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる 大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合													
高潮	略													
現象の種類	基準													
大雨	台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる 大雨が予想される場合													
高潮	略													
「発表にあたっては、降水量、台風の中心気圧などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な 指標 を設け、これらの実況及び予		「発表にあたっては、降水量、台風の中心気圧などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な 指標（発表条件） を設け、これら												

	・台風等を要因とする特別警報の指標 「伊勢湾台風」級(中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上)の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合。 [警報・注意報発表基準表] 略	が概ね 10 格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨※4 がさらに降り続く予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報(土砂災害)を発表する。 ※1 当該地域の中で、大雨警報(浸水害)の危険度分布又は、洪水警報の危険度分布において最大危険度が出現している市町村等には大雨特別警報(浸水害)を発表。 ※2 土壌雨量指数:降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを数値化したもの。 ※3 3時間降水量 150 mm: 1 時間 50mm の雨(滝のようにゴーゴー降る、非常に激しい雨)が3時間続くことに相当。 ※4 1 時間に概ね 30 ミリ以上の雨。 ・高潮特別警報の指標 「伊勢湾台風」級(中心気圧 930hpa 以下または最大風速 50m/s 以上)の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する※。 ※台風については、指標の中心気圧又は最大風速を保ったまま中心が接近・通過すると予想される地域(予報円がかかる地域)における高潮警報を特別警報として発表する。温帯低気圧については、指標の最大風速と同程度の風速が予想される地域における高潮警報を特別警報として発表する。 [警報・注意報発表基準表] 略	
--	--	--	--

12

(別表 1) 大雨警報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数 雨量基準	土壌雨量 指数基準
知多地域	半田市から 知多市まで	略	
	阿久比町	25	略
	東浦町から 武豊町まで	略	

(別表 2) 洪水警報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数 基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
知多地域	半田市	阿久比川流域 = 18.8, 神戸川流域 = 10	阿久比川流域 = (12, 7.8), 神戸川流域 = (12, 9.3)	—
	常滑市	稲早川流域 = 7.2, 矢田川流域 = 12.4, 前山川流域 = 8.4	稲早川流域 = (11, 6.4), 矢田川流域 = (11, 8.7), 前山川流域 = (11, 8.4)	—

(別表 1) 大雨警報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数 基準	土壌雨量 指数基準
知多地域	半田市から 知多市まで	略	
	阿久比町	24	略
	東浦町から 武豊町まで	略	

(別表 2) 洪水警報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数 基準	複合基準※	指定河川洪水予報による基準
知多地域	半田市	阿久比川流域 = 20.3, 神戸川流域 = 11.3	阿久比川流域 = (12, 19.1), 神戸川流域 = (12, 9.8)	—
	常滑市	稲早川流域 = 7.1, 矢田川流域 = 14.9, 前山川流域 = 10	削除 矢田川流域 = (11, 9.1), 前山川流域 = (11, 9.1)	—

錯 誤 に
よ る 修
正 及 び
表 記 の
整 理

東浦町水防計画

		東海市	大田川流域＝ <u>10.2</u>	大田川流域＝ <u>(10.9.1)</u>	略		東海市	大田川流域＝ <u>13.7</u>	大田川流域＝ <u>(11.12.3)</u>	略	
		大府市	五ヶ村川流域＝9.3, 鞍流瀬川流域＝ <u>12.6.</u> 皆瀬川流域＝10.2, 石ヶ瀬川流域＝ <u>7.2</u>	五ヶ村川流域＝(12, <u>9.1</u>), 鞍流瀬川流域＝(12, <u>11.3</u>), 皆瀬川流域＝(12,9.1), 石ヶ瀬川流域＝(12, <u>6.4</u>)	愛知県境川 水系 境川・逢妻川 <u>〔泉田・一ツ木逢妻川〕</u>		大府市	五ヶ村川流域＝9.3, 鞍流瀬川流域＝ <u>12.4.</u> 皆瀬川流域＝10.2, 石ヶ瀬川流域＝ <u>8</u>	五ヶ村川流域＝(12, <u>9</u>), 鞍流瀬川流域＝(12, <u>12.2</u>), 皆瀬川流域＝(12,9.1), 石ヶ瀬川流域＝(12, <u>7.2</u>)	愛知県境川 水系 境川・逢妻川 <u>〔泉田〕</u>	
		知多市	信濃川流域＝ <u>7.4</u>	信濃川流域＝(12, <u>6.6</u>)	—		知多市	信濃川流域＝ <u>10</u>	信濃川流域＝(12, <u>9</u>)	—	
		阿久比町	阿久比川流域＝ <u>10.5</u>	阿久比川流域＝(12, <u>9.5</u>)	—		阿久比町	阿久比川流域＝ <u>13.9</u>	阿久比川流域＝(12, <u>12.5</u>)	—	
		東浦町	五ヶ村川流域＝ <u>21.</u> 明徳寺川流域＝8.8, 石ヶ瀬川流域＝ <u>13.4</u>	<u>五ヶ村川流域＝(12.17.9).</u> 石ヶ瀬川流域＝(12, <u>12</u>)	愛知県境川 水系境川・逢妻川 <u>〔泉田・一ツ木逢妻川〕</u>		東浦町	五ヶ村川流域＝ <u>20.4.</u> 明徳寺川流域＝8.8, 石ヶ瀬川流域＝ <u>18</u>	<u>削除</u> 石ヶ瀬川流域＝(12, <u>17.8</u>)	愛知県境川 水系境川・逢妻川 <u>〔泉田〕</u>	
		南知多町	内海川流域＝ <u>12</u>	—	—		南知多町	内海川流域＝ <u>10.6</u>	<u>内海川流域＝(10.10.3)</u>	—	

13		美浜町	稲早川流域＝ <u>9.8</u>	—	—		美浜町	稲早川流域＝ <u>9.9</u>	—	—	
		武豊町	堀川流域＝ <u>10.1</u>	堀川流域＝ (12, <u>9.4</u>)	—		武豊町	堀川流域＝ <u>8.8</u>	堀川流域＝ (12, <u>7.9</u>)	—	
	(別表3)大雨注意報基準 略					※複合基準は、(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準を表す。					
	(別表4)洪水注意報基準					(別表3)大雨注意報基準 略					
	市町村等を まとめた地 域	市町村等	流域雨量指 数基準	<u>複合基準</u>	指定河川洪 水予報によ る基準	(別表4)洪水注意報基準					
	知多地域	半田市	阿久比川流 域＝ <u>15.</u> 神戸川流域 ＝ <u>8</u>	阿久比川流 域 ＝(8, <u>13.2</u>), 神戸川流域 ＝(8, <u>7.1</u>)	—	市町村等を まとめた地 域	市町村等	流域雨量指 数基準	<u>複合基準※</u>	指定河川洪 水予報によ る基準	
						知多地域	半田市	阿久比川流 域＝ <u>16.2.</u> 神戸川流域 ＝ <u>9</u>	阿久比川流 域 ＝(8, <u>13.8</u>), 神戸川流域 ＝(8, <u>7.5</u>)	—	
		常滑市	稲早川流域 ＝ <u>5.7.</u> 矢田川流域 ＝ <u>9.9.</u> 前山川流域 ＝ <u>6.7</u>	稲早川流域 ＝ (11, <u>4.6</u>), 矢田川流域 ＝ (7, <u>7.8</u>), 前山川流域 ＝(7, <u>6.7</u>)	—		常滑市	稲早川流域 ＝ <u>5.6.</u> 矢田川流域 ＝ <u>11.9.</u> 前山川流域 ＝ <u>8</u>	稲早川流域 ＝ (11, <u>4.5</u>), 矢田川流域 ＝ (7, <u>8.2</u>), 前山川流域 ＝(7, <u>8</u>)	—	

東浦町水防計画

		東海市	大田川流域 = <u>8.1</u>	大田川流域 = <u>(6.8.1)</u>	略		東海市	大田川流域 = <u>10.9</u>	大田川流域 = <u>(7.10.9)</u>	略	
		大府市	五ヶ村川流域=7.4, 鞍流瀬川流域= <u>10.</u> 皆瀬川流域=8.1, 石ヶ瀬川流域= <u>5.7</u>	五ヶ村川流域= (8,7.4), 鞍流瀬川流域= (8, <u>10</u>), 皆瀬川流域= (8,8.1), 石ヶ瀬川流域= (8, <u>5.7</u>) 境川流域= (13, <u>17.3</u>)	愛知県境川 水系 境川・逢妻 川〔 <u>泉田・ 一ツ木逢妻 川</u> 〕		大府市	五ヶ村川流域=7.4, 鞍流瀬川流域= <u>9.9.</u> 皆瀬川流域=8.1, 石ヶ瀬川流域= <u>6.4</u>	五ヶ村川流域= (8,7.4), 鞍流瀬川流域= (8, <u>9.9</u>), 皆瀬川流域= (8,8.1), 石ヶ瀬川流域= (8, <u>6.4</u>) 境川流域= (13, <u>17.4</u>)	愛知県境川 水系 境川・逢妻 川〔 <u>泉田</u> 〕	
		知多市	信濃川流域 = <u>5.9</u>	信濃川流域 =(7, <u>5.9</u>)	—		知多市	信濃川流域 = <u>8</u>	信濃川流域 =(7, <u>8</u>)	—	
		阿久比町	阿久比川流域= <u>8.4</u>	阿久比川流域= (7, <u>8.4</u>)	—		阿久比町	阿久比川流域= <u>11.1</u>	阿久比川流域= (7, <u>11.1</u>)	—	
		東浦町	五ヶ村川流域= <u>14.7.</u>	<u>五ヶ村川流域=</u>	愛知県境川 水系		東浦町	五ヶ村川流域= <u>14.3.</u>	<u>削除</u>	愛知県境川 水系	

		明徳寺川流域＝7， 石ヶ瀬川流域＝ <u>10.6</u>	<u>(8.14.7)</u> 明徳寺川流域＝(8， 7)， 石ヶ瀬川流域＝ <u>(8.10.6)</u>	境川・逢妻川 〔 <u>泉田・一ツ木逢妻川</u> 〕
	南知多町	略	—	—
	美浜町	稲早川流域＝ <u>7.8</u>	稲早川流域＝ <u>(7.7.8)</u>	—
	武豊町	堀川流域＝ <u>8.1</u>	堀川流域＝ <u>(7,7.1)</u>	—

14

(別表5) 高潮警報基準 略
(別表6) 高潮注意報基準 略

15

別表1～4大雨及び洪水警報・注意報基準の見方

(1) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準*1は、市町村等の域内において単一の値をとる。

(2) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準*2は1km四方毎に設定している。別表1及び3において、土壌雨量指数基準には、市町村等の域内における基準値の最低値を示す。

(3) 別表2及び4において、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の

		明徳寺川流域＝7， 石ヶ瀬川流域＝ <u>14.4</u>	明徳寺川流域＝(8， 7)， 石ヶ瀬川流域＝ <u>(12.11.5)</u>	境川・逢妻川 〔 <u>泉田</u> 〕
	南知多町	略	<u>内海川流域＝(6.8.4)</u>	—
	美浜町	稲早川流域＝ <u>7.9</u>	稲早川流域＝ <u>(8.7.9)</u>	—
	武豊町	堀川流域＝ <u>7</u>	堀川流域＝ <u>(7,6.1)</u>	—

※複合基準は、(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準を表す。

(別表5) 高潮警報基準 略
(別表6) 高潮注意報基準 略

別表1～4大雨及び洪水警報・注意報基準の見方

(1) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準*は、市町村等の域内において単一の値をとる。

(2) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準*は1km四方毎に設定している。別表1及び3において、土壌雨量指数基準には、市町村等の域内における基準値の最低値を示す。

(3) 別表2及び4において、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の

表 記 の 整 理

	<u>流域雨量指数</u>*³30 以上」を意味する。 (4) 略 (5) 略 (6) 略 ＜参考＞ ※1 <u>表面雨量指数</u>：略 ※2 <u>土壌雨量指数</u>：略 ※3 <u>流域雨量指数</u>：略 2 津波警報等の種類・内容等（気象庁発表） 地震発生後、津波による<u>災害発生</u>が予想される場合、気象庁から大津波警報等が発表される。 (1) 大津波警報、津波警報、津波注意報 ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等 気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから<u>約3分を目標に</u>大津波警報、津波警報<u>または</u>津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については津波特別警報に位置づけられる。 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに<u>津波警報・注意報</u>を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報	<u>流域雨量指数</u>*30 以上」を意味する。 (4) 略 (5) 略 (6) 略 ＜参考＞ <u>表面雨量指数</u>：略 <u>土壌雨量指数</u>：略 <u>流域雨量指数</u>：略 2 津波警報等の種類・内容等（気象庁発表） 地震発生後、津波による<u>災害の発生</u>が予想される場合、気象庁から大津波警報等が発表される。 (1) 大津波警報、津波警報、津波注意報 ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等 気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから<u>約3分（一部の地震※については約2分）を目標に</u>大津波警報、津波警報<u>又は</u>津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については津波特別警報に位置づけられる。 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、<u>精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため</u>、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに<u>津波警</u>	
--	---	--	--

16

や津波警報では予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で**発表する**。予想される津波の高さを**巨大**などの言葉で発表した場合は、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、**予想される津波の高さも数値で発表する。**

津波警報・注意報の種類

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合に取るべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	略	<u>10m<予想高さ</u>	<u>10m超</u>	略	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や 避難ビル など安全な場所に避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		<u>5m<予想高さ≤10m</u>	<u>10m</u>		
		<u>3m<予想高さ≤5m</u>	<u>5m</u>		

報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で**発表し、非常事態であることを伝える**。予想される津波の高さを「**巨大**」などの言葉で発表した場合は、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、**津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。**

※日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	略	<u>10m超</u>	略	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や 津波避難ビル など安全な場所に避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		<u>(10m<予想高さ)</u>		
		<u>10m</u>		
		<u>(5m<予想高さ≤10m)</u>		
		<u>5m</u>		
		<u>(3m<</u>		

17

津波情報の種類と発表内容			津波情報の種類と発表内容		
津波情報	種類	内容	津波情報	種類	内容
	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、 <u>「津波警報・注意報の種類」表参照</u>]		津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、 <u>「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」の表参照</u>]
	略			略	
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを <u>発表</u>		津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを <u>発表（※1）</u>
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で <u>発表。</u>		沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で <u>発表（※2）</u>
略			略		
※ 津波観測に関する情報の発表内容について 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、<u>伊勢・三河湾津波予報区</u>において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値でなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。			※1 津波観測に関する情報の発表内容について 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、<u>当該津波予報区</u>において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値でなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。		

18

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

発表中の警報・注意報	観測された津波の高さ	内容
略		

※ 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定される高さ）を津波予報区単位で発表する。

最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく、「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

略		
イ 津波情報の留意事項等		

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

発表中の警報・注意報	観測された津波の高さ	内容
略		

※2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定される高さ）を津波予報区単位で発表する。

最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく、「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

略		
イ 津波情報の留意事項等		

19

(ア) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる可能性がある。

(イ) 略

(ウ) 略

(エ) 略

(3) 津波予報 略

津波予報の種類と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	略	
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき <u>(津波に関するその他の情報に含めて発表)</u>	略
	<u>津波警報等</u> の解除後も海面変動が継続するとき <u>(津波に関するその他の情報に含めて発表)</u>	略

20

(ア) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

(イ) 略

(ウ) 略

(エ) 略

(3) 津波予報 略

津波予報の種類と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	略	
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき	略
	<u>津波注意報</u> の解除後も海面変動が継続するとき	略

20	(4) 津波予報区 略 第2節 略	(4) 津波予報区 略 第2節 略	
23	第7章 水防警報等 第1節 水防警報 <u>国土交通大臣、又は県知事が、それぞれ指定する河川、海岸等において、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあると認められたとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表である。</u> ただし、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。 1 水防警報を行う <u>海岸及び河川</u> (1) 知事が水防警報を行う <u>海岸及び河川</u> とその区域 ア 略 イ 津波に関する区域 略 (注) 津波による遡上の可能性があるのみで、直ちに浸水するおそれがあるものではない。 <u>なお、今後、の県における被害予測分析等により修正予定である。</u> 2 略 3 略 4 伝達系統 (1) 略 (2) <u>愛知県沿岸</u>	第7章 水防警報等 第1節 水防警報 <u>指定河川、海岸について国土交通大臣又は知事が洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあると認められたとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表であり、水防活動団体の水防活動に指針を与えることを本質としている。(法第16条第1項)</u> ただし、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。 1 水防警報を行う <u>河川及び海岸</u> (2) 知事が水防警報を行う <u>河川及び海岸</u> とその区域 ア 略 イ 津波に関する区域 略 (注) 津波による遡上の可能性があるのみで、直ちに浸水するおそれがあるものではない。 <u>今後、被害予測分析等により修正予定。</u> 2 略 3 略 4 伝達系統 (1) 略 (2) <u>高潮水防警報(愛知県沿岸)</u>	
24			

25

知多建設事務所

...

名古屋地方気象台
愛知県防災安全局防災部災害対策課
愛知県建設局河川課
知多県民事務所

町
関係消防機関

(3) 略

5 略

第2節 洪水予報

略

1 略

2 洪水予報の種類と基準

種類	情報名	発表基準
「洪水警報(発表)」又は「洪水警報」から「洪水注意報(発表)」又は「洪水注意報」まで	略	
「洪水注	「氾濫注意	・ 氾濫危険情報又ははん濫警戒情

知多建設事務所

...

名古屋地方気象台
愛知県防災安全局防災部災害対策課
愛知県建設局河川課
知多県民事務所
衣浦港務所
町
関係消防機関

(3) 略

5 略

第2節 洪水予報

略

1 略

2 洪水予報の種類と基準

種類	情報名	発表基準
「洪水警報(発表)」又は「洪水警報」から「洪水注意報(発表)」又は「洪水注意報」まで	略	
「洪水注	「氾濫注意	・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を

県機関の追加

洪水予

	意報(警報解除)」	情報(警戒情報解除)」	報を発表中に避難判断水位を下回った場合(はん濫注意水位を下回った場合を除く) ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき(はん濫危険陰水位に達した場合を除く)
	「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・ <u>氾濫危険情報</u> 、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、 <u>はん濫</u> のおそれなくなったとき
注1：予報区域に複数の基準観測所がある場合(日光川、境川、逢妻川)は、いずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表(切替を含む。)を行うこととし、最も危険度の高い基準観測所の水位を基に、種類及び情報名を選定するものとする。 注2：略			

	意報(警報解除)」	情報(警戒情報解除)」	発表中に避難判断水位を下回った場合(氾濫注意水位を下回った場合を除く) ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき(氾濫危険陰水位に達した場合を除く)
	「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・ <u>氾濫発生情報</u> 、 <u>氾濫危険情報</u> 、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、 <u>氾濫</u> のおそれなくなったとき
注1：予報区域に複数の基準観測所がある場合(日光川及び境川・逢妻川)は、いずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表(切替を含む。)を行うこととし、最も危険度の高い基準観測所の水位を基に、種類及び情報名を選定するものとする。 注2：略			

3 知事が指定した海岸と水位情報周知を行う水位観測所における基準水位

海岸名	区 域 (起点～終点)	指定日
三河湾・伊勢湾沿岸	田原市伊良湖町地先 弥富市鍋田町地先	令和3年6月11日

(1) 高潮特別警戒水位

海岸名	観測所名	基準水位(m)	発表者
三河湾・伊勢湾沿岸	天白川河口	TP2.30	河川課長

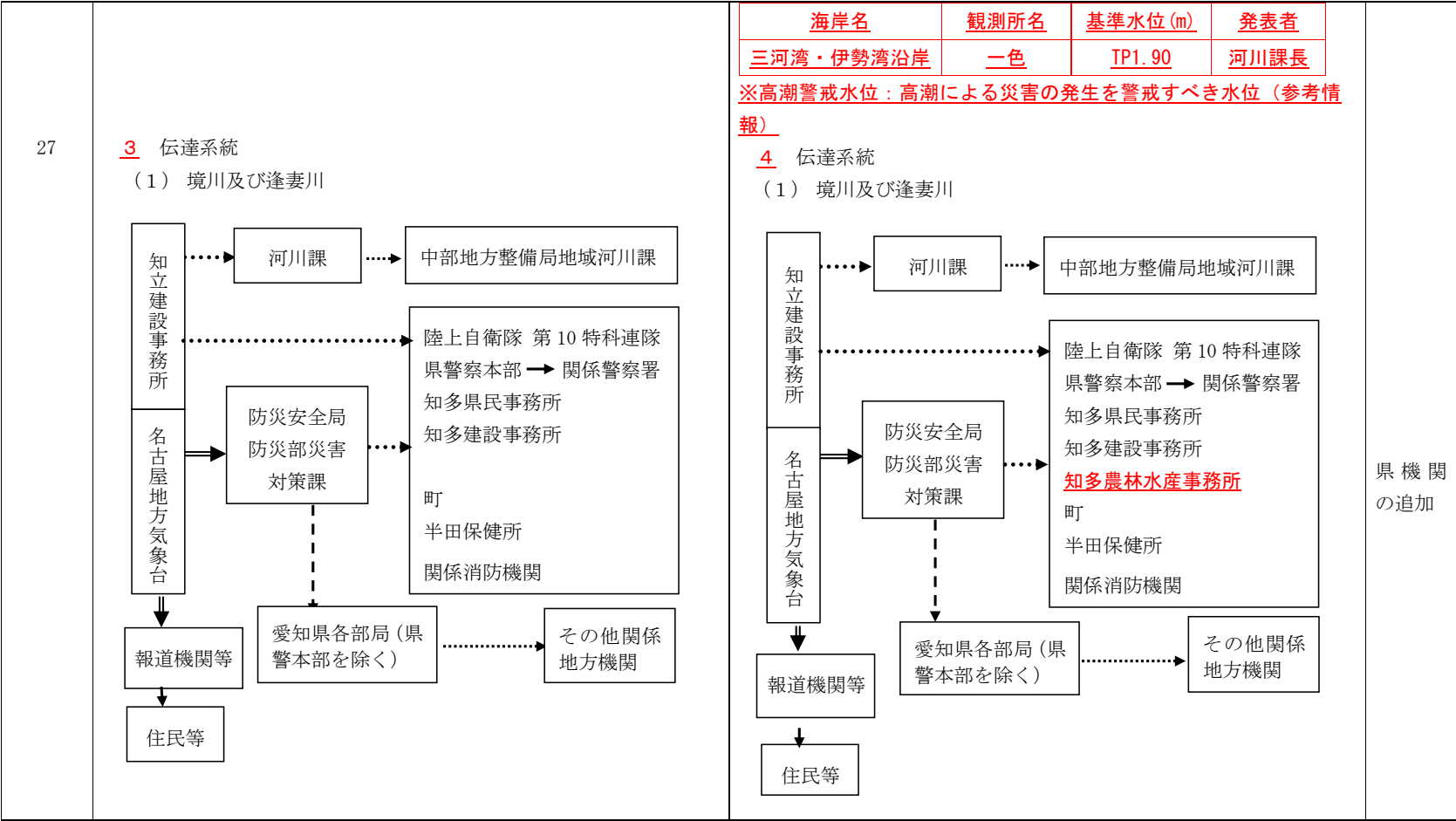
(2) 高潮警戒水位※

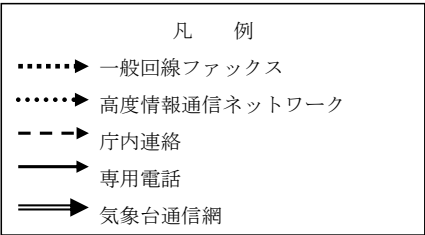
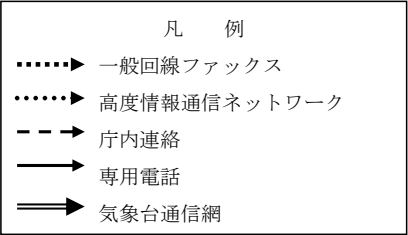
報等の運用の見直しに伴う変更

水位周知海岸の指定に伴う追加

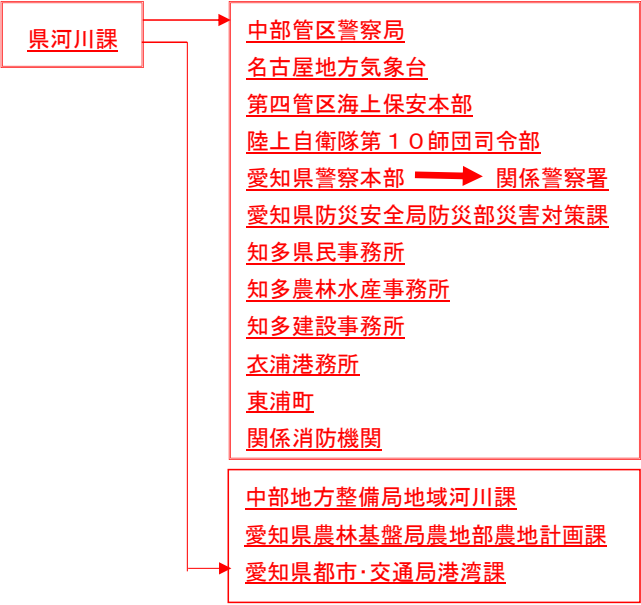
報等の運用の見直しに伴う変更

水位周知海岸の指定に伴う追加





(2) 三河湾・伊勢湾沿岸



水位周知海岸の指定に伴う追加

コメントの追加 [平林 光彦1]:

28	◆附属資料 14「洪水予報発表文例」 ◆附属資料 15「水位情報等発表文例」 第 8 章 水防活動 第 1 節 略 1 略 第 2 節 監視及び警戒とその措置 1 平常時の巡視 (1) 略 (2) 水防管理者は、<u>ため池についても(1)に準じて巡視し</u>、水防上危険であると認められる箇所があるときは、当該ため池管理者及び知多農林水産事務所に連絡するものとする。 2 非常警戒 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略	凡例 → 一般回線ファックス → 高度情報通信ネットワーク → 専用電話 ◆附属資料 14「洪水予報発表文例」 ◆附属資料 15「水位情報等発表文例」 ◆<u>附属資料 16「高潮氾濫発生情報発表文例」</u> ◆<u>附属資料 17「高潮警戒情報発表文例」</u> ◆<u>附属資料 18「高潮氾濫発生情報解除文例」</u> 第 8 章 水防活動 第 1 節 略 第 2 節 監視及び警戒とその措置 1 平常時の巡視 (1) 略 (2) 水防管理者は、<u>ため池その他防災上重要な施設についても(1)と同様に巡視し</u>、水防上危険であると認められる箇所があるときは、当該ため池管理者及び知多農林水産事務所に連絡するものとする。 2 非常警戒 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略	表 記 の 整 理
----	---	---	-----------

29	(5) 略 (6) 略 第3節 消防団等の出動 水防管理者は、次の基準により消防団等に対し出動準備（以下「準備」という。）又は出動を<u>指示する。</u> 1 準備及び出動の基準 (1) 準備 ア 略 イ <u>気象予警報等の発令により洪水又は高潮並びに豪雨によるがけくずれ等の危険が予想されるとき。</u> ウ 略 エ 略 (2) 出動 ア 略 イ 洪水及び高潮による漏水、<u>越水及び破堤等</u>の危険が切迫したとき。 ウ <u>豪雨によりがけくずれ等の危険が切迫したとき。</u> エ 略 2 準備及び出動の内容 消防団等は、1の基準により水防管理者から出動準備及び出動の指示があった場合は、直ちに事態に即応した配備体制をとるとともに、おおむね次の水防活動を行うものとする。	(5) 略 (6) 略 <u>異常を発見した場合はただちに管理者及び知多建設事務所、知多農林水産事務所に連絡するものとする。</u> 第3節 消防団等の出動 水防管理者は、次の基準により消防団等に対し出動準備（以下「準備」という。）又は出動を<u>指示し、水防活動が迅速かつ適切に実施できるように確保しなければならない。</u> 1 準備及び出動の基準 (1) 準備 ア 略 イ <u>洪水及び高潮による漏水、破堤、水があふれる（越水）等の危険が予想されるとき。</u> ウ 略 エ 略 (2) 出動 ア 略 イ 洪水及び高潮による漏水、<u>破堤、水があふれる（越水）等</u>の危険が切迫したとき。 ウ <u>水防計画に定める出動水位に達したとき。</u> エ 略 2 準備及び出動の内容 消防団等は、1の基準により水防管理者から出動準備及び出動の指示があった場合は、直ちに事態に即応した配備体制をとるとともに、おおむね次の水防活動を行うものとする。	
----	--	---	--

30	(1) 略 (2) 出動 <u>ア 水防作業に必要な技術上の指導を行うこと。</u> イ 略 <u>ウ 水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡し措置をとること。</u> エ 略 オ 略 第4節 略 ◆附属資料 <u>16</u> 「樋門、水門、防潮扉及び角落しの管理要領」 ◆附属資料 <u>17</u> 「樋門等の操作委託契約書」 ◆附属資料 <u>18</u> 「樋門等の操作規程」 ◆附属資料 <u>19</u> 「津波発生時の樋門・水門・防潮扉等操作規程」	(1) 略 (2) 出動 <u>ア 河川、海岸等の監視警戒を行い、漏水、堤防の損傷等異常を発見したときは、直ちに関係機関に連絡するとともに水防工法の実施等事態に即応した措置をとること。</u> イ 略 <u>ウ 水防作業を行う者に対し、必要な技術的指導を行うこと。</u> エ 略 オ 略 第4節 略 ◆附属資料 <u>19</u> 「樋門、水門、防潮扉及び角落しの管理要領」 ◆附属資料 <u>20</u> 「樋門等の操作委託契約書」 ◆附属資料 <u>21</u> 「樋門等の操作規程」 ◆附属資料 <u>22</u> 「津波発生時の樋門・水門・防潮扉等操作規程」	
31	第5節 略 第6節 略 第7節 略 第8節 1 略 ◆附属資料 <u>20</u> 「水防信号」 2 略 ◆附属資料 <u>21</u> 「水防警報発令標識」	第5節 略 第6節 略 第7節 略 第8節 1 略 ◆附属資料 23 「水防信号」 2 略 ◆附属資料 24 「水防警報発令標識」	
32	第9節 略 第10節 略	第9節 略 第10節 略	

33	第9章 略	第9章 略	
34	第10章 水防訓練等 第1節 水防訓練 1 略 2 水防訓練実施要領 水防訓練は、次の項目について行うものとし、<u>実施にあたっては、特に住民の参加を得て、水防思想の高揚に努めるものとする。</u> (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) <u>避難、立ち退き（危険区域居住者の避難）</u> 3 水防訓練の実施時期 水防訓練の実施時期は、<u>5月から9月まで</u>の間とし、必ず1回以上実施するものとする。 第2節 1 略 2 略 ◆附属資料 <u>22</u> 「公用負担権限証明書」 ◆附属資料 <u>23</u> 「公用負担証」	第10章 水防訓練等 第1節 水防訓練 1 略 2 水防訓練実施要領 水防訓練は、次の項目について行うものとし、<u>非常時にとるべき行動を手順通り実践することにより実地に役立つものとする。また、住民の積極的な参加を得るよう努め、水防への関心を高める。</u> (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) <u>避難（避難指示の放送・伝達、居住者の避難）</u> 3 水防訓練の実施時期 水防訓練の実施時期は、<u>4月から8月まで</u>の間とし、必ず1回以上実施するものとする。 第2節 1 略 2 略 ◆附属資料 <u>25</u> 「公用負担権限証明書」 ◆附属資料 <u>26</u> 「公用負担証」	災害対策基本法の改正に伴う変更
35	3 損失補償 公用負担の権限行使によって損失を受けた者に対しては、当該水	3 損失補償 公用負担の権限行使によって損失を受けた者に対しては、当該水	

	防管理団体は時価によりその損失を補償しなければならない。 第3節 水防報告と水防記録 水防管理者は、水防が終結したときは3日以内に次の事項を取りまとめて、第1号様式、第2号様式により知多建設事務所に報告する。 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) <u>避難勧告</u>及び立退きの指示の発令日時及び発令区域 (9) 略 (10) 略 (11) 略 (12) 略 ◆附属資料 <u>24</u>「水防報告書（水防管理団体）」	防管理団体は時価によりその損失を補償しなければならない。<u>(法第28条第3項)</u> 第3節 水防報告と水防記録 水防管理者は、水防が終結したときは3日以内に次の事項を取りまとめて、第1号様式、第2号様式により知多建設事務所に報告する。 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) <u>避難指示</u>及び立退きの指示の発令日時及び発令区域 (9) 略 (10) 略 (11) 略 (12) 略 ◆附属資料 <u>27</u>「水防報告書（水防管理団体）」	
--	---	--	--

